

給食・弁当・自炊材料の食数変更・キャンセル規定

■食数変更について

提供日からみて何日前かで判断します（休所日はカウントしません）

7日前の13時まで	何食でも変更が可能
1日前の13時まで	5食以内の変更
前日の13時を超えると食数の変更ができません。	

例、7月20日にお食事100食で申し込みの場合

...	7月12日	7月13日	...	7月19日	7月20日
...	8日前	7日前	...	1日前	当日
何食でも変更可能		仮確定の食数から +-5食まで変更可 (最低申込食数4食以下の変更は不可)		変更不可	
		↑ 13時で仮確定		↑ 13時で確定	

7月12日に食数100食→80食に変更
そのまま7月13日を経過→80食で仮確定
7月19日の13時までは75食から85食の間で食数変更が可能

■食事のキャンセルについて

提供日からみて何日前かで判断します（休所日はカウントしません）

3日前の13時まで	0%
2日前	50%
1日前・当日	100%

例、7月20日にお食事を頼まれた行事自体が中止になる場合

7月17日	7月18日	7月19日	7月20日
3日前	2日前	1日前	当日
0%	50%	100%	
↑ 13時まで	↑ 13時まで		

7月17日の13時まではキャンセル料かからず
7月17日の13時以降～7月18日13時はキャンセル料50%
7月18日の13時以降はキャンセル料100%

台風や災害等に伴う臨時休所、コロナウイルス感染拡大に伴う施設臨時閉館の際はキャンセル料は発生いたしません。
※吹田市内に暴風警報が発令された場合は、警報が解除され、施設の安全確認が終了するまで臨時休館となります。